

令和4年度第8回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年11月18日(金)午前9時30分～午前11時50分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中19名)

荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、伊藤 良一、上田 正士、小野 基之、
海地 博志、賀屋 忠之、重國 誠司、恒富 竹司、中川 恵美子、
長尾 誠大、原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、
安野 正純、山根 伊都子、山根 良男、吉富 崇子

(2)欠席委員(5名)

伊藤 三枝子、井上 浩一郎、片山 潤之、神田 一夫、徳田 文雄

(3)事務局

徳本局長・岸本参事・多田主幹、竹中主任主事

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和4年度第8回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席19名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

中川 恵美子(なかがわ えみこ) 委員 及び、

恒富 竹司(つねどみ たけし) 委員 をお願いいたします。

まず、審議を保留しておりました令和4年度第5回総会、農地法第5条議案第29号について継続審議を始めます。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

議案第1号、令和4年度第5回総会 農地法第5条議案第29号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、老人ホーム等を建築するものです。

この事案につきましては、8月の地区協議会において周辺の営農に支障が生ずるおそれがあるとして、許可できないとの結論に至り、申請代理人へ報告したところ、事業計画変更も視野に入れ問題解決に努めるとのことで審議保留としておりましたが、この度、申請代理人より、申請事業者及び所有者が隣接営農者との協議を拒否したため、当初の申請内容のまま進めてほしいとの意向がありましたので、総会に諮るものです。

補足説明として、位置図の申請地#を#の農地の耕作者が、先代と話をして通してもらっており、そのことは今の所有者も御承知のことでした。今回の事業計画どおりでは、#の耕作者が耕作できなくなるので、営農に支障があるということで、両者の協議を事務局として依頼してきました。しかし、申請者より、これ以上の協議はしないというお話がありましたので、地区協に諮ったところ、問題の解決に至っていないので、今のままでは営農への支障がないとは判断できないという理由から、不許可相当となりました。そのことを申請者等に説明しましたが、結論を出して欲しいとの要望でしたので、今回、再度総会にて審議するものです。審議をお願いします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

委員A

耕作者がこれまでと同じように、営農できるよう配慮するべきだというのが私の考えです。

委員B

なぜ、ここまで両者の関係がこじれたのでしょうか。

事務局

事業主の説明不足で両者に行き違いがあり、引くに引けない状況になったようです。

委員B

このような場合には、周辺との調和が不可欠だと思います。法的に問題はないのですか。

事務局

関係法令ですと、開発等の許可的には、法的には問題がないと聞いています。農地法上では、周辺の営農に支障を及ぼす恐れが無い場合は許可となりますが、地区協では恐れが無いと判断できないので、不許可相当という判断になりました。総会で不許可となりましたら、県の常設審議委員会に意見を伺い、そこで問題ないなら、不許可ということになるかと思っています。

委員B

私としましては、地区の判断を尊重すべきと思います。

委員C

地元の委員としましては、私のところに、地区自治会長、地元水利組合長さんが来られ

て、計画では農業用水路に排水をすることから、営農の面で問題があるのではと危惧されていました。先ほど法律的には問題ないという話でしたが、そのことを地元では危惧されていました。その話と農地転用は別かもしれませんが、両者がきちんと納得されて、事業が進むのであれば、許可できるのではと考えますが、その辺りを危惧しています。

委員D

地元委員さんにお聞きしますが、今回不許可になると、所有者は農地を売れなくなり、結局、耕作者は申請地を通れなくなるのではないですか。

委員C

そのあたりのことは、聞いていません。

事務局

所有者としては、もう通って欲しくないとのことでした。しかし、口約束でも、現状通行する権利があることから、当事者間でしっかり話をしてもらい、民民で解決してもらいたいと思います。解決の方法はいろいろあると思いますが、農業委員会としては、その時の内容を元に判断をすることになるかと思います。ただ現状では、お互いの意見が対立しているところです。

委員E

こういう場合、普通は道を付けたりすると思いますが、道を付けることはできないのですか。

事務局

解決方法として、道を付けることも提案しましたが、付けない、という回答でした。

委員D

これまでは地元の意見として、自治会の意見などを参考に、地区協で審議してきたが、開発の同意が必須ではないとすると、何を基準に判断していけばよいのですか。

事務局

農地法では、他の法令に違反するものは許可できないとなっているので、一番良いのは、地元にしっかり説明してもらうことだと思いますが、農地法の許可は周辺の同意等を求めていますので、一般的に考えて許可できるかを判断することになると思います。今回の申請では、一般的に考えて、周辺の営農に支障を及ぼす恐れがないことを判断できないということで、不許可の判断の理由になると考えています。

委員G

他の農地への道は大丈夫ですか。他に赤線はありますか。

事務局

今回の申請による、他の農地への影響は聞いていません。他に耕作に使える赤線もないようです。

安田会長

#の耕作者は、周辺の農地も耕作されていますか。

事務局

耕作されていますが、申請地周辺にはありません。道の反対側を耕作されています。

安田会長

他に意見はありませんか。では、以上で継続審議に係る議案審議を終わります。

只今審議しました議案について、採決を行います。「不許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

挙手多数と認め、只今審議しました継続審議に係る議案については、「不許可」といたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案2ページをお開きください。合わせて、参考位置図2ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第2号、泉町、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は33アールとなり、山口市が定めた別段面積30アールに達しております。

議案第3号 鑄銭司、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は38アールとなり、山口市が定めた別段面積30アールに達しております。

議案第4号 名田島、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、2,925アールとなります。

議案第5号 阿知須、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、472アールとなります。

議案第6号、阿東地福上、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は65アールとなります。

なお、この事案につきましては、地区協議会において申請人が農作業の指導を依頼している農事組合法人に必要な農作業を全て任せる可能性があり、権利を取得しようとする者が必要な農作業に常時従事するとは認められず、営農計画の実現性も機械の所有の状

況等から低く、現段階では許可できないとの結論に至り、申請人へ報告したところ、農事組合法人と再度協議するとのことでしたので、当該事案は保留となります。

議案第7号、阿東徳佐上、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は203アールとなります。

議案第8号、阿東徳佐中、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は2アールとなりますが、山口市が定めた空き家に附随する農地の別段面積1アールに達しております。

議案第9号、阿東嘉年上、有償移転です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は2,659アールとなります。

議案第10号、阿東嘉年上、有償移転です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は2,716アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案10ページをお開きください。合わせて、参考位置図15ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第11号、秋穂東、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地に倉庫を整備するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補

足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認めます。只今審議しました農地法第4条に係る議案はすべて「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案11ページをお開きください。合わせて、参考位置図16ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

なお、このうち議案第26号につきましては、川東地区協議会において「許可しないことが適当」という審議結果になっておりますので、後ほど別に御説明いたします。

議案第12号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に店舗を整備するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明いたします。

議案第13号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第14号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第15号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第16号、大内千坊四丁目、用途地域内にある第3種農地に宅地分譲地を整備するものです。こちらについては、進入路部分の承諾が取れておらず、農地法に定める一般基準における計画の実現性に問題があるため保留とするものです。

議案第17号、大内御堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に建売住宅を建築するものです。

議案第18号、宮野上、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に自己用住宅を建築するものです。

議案第19号、宮野上、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に資材置場を整備するものです。

議案第20号、吉敷赤田二丁目、用途地域内にある、第3種農地に宅地分譲地を整備するものです。

議案第21号、吉田、用途地域内にある、第3種農地に宅地分譲地を整備するものです。
なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第22号、黒川、用途地域内にある、第3種農地に宅地分譲地を整備するものです。

議案第23号、黒川、集団的に存在する第1種農地に自己用住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象とな

るものです。

議案第24号、黒川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第25号、幸町、用途地域内にある、第3種農地に自己用住宅を建築するものです。

議案第26号につきましては、後ほど別に御説明いたします。

議案第27号、鑄銭司、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地に岩石採取場への進入路を整備するものです。

議案第28号、秋穂東、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に隣接所有農地への進入路及び農地修理の資材置場を整備するものです。

議案第29号、嘉川、用途地域内の第3種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第30号、嘉川、農用地区域内の農地に一時的な工事残土置場を確保するものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用でありかつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められます。また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

また、一時転用ですので、申請人からは令和5年12月31日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第31号、嘉川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に倉庫を建設するものです。

なお、この案件については、開発許可と同時施行となります。

議案第32号、嘉川、公共施設に近い第3種農地に建売住宅を建築するものです。

議案第33号、小郡下郷、用途地域内の第3種農地に共同住宅を建築するものです。

議案第34号、阿知須、用途地域内の第3種農地に宅地分譲地を整備するものです。

議案第35号、阿知須、用途地域内の第3種農地に自己用住宅を建築するものです。

議案第36号、徳地伊賀地、農用地区域内の農地に隣接する水路の改修工事を行うため、申請地の一部を工事用道路として整備するものです。

この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用でありかつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められます。

なお、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

また、申請人からは令和5年3月25日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、議案第16号を除き申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案第16号及び26号を除いた議案審議に入ります。

なお、議案第36号については、私が利害関係者に当たります。この場を退席し、議長を職務代理に交代しますので、まずは議案第36号の審議をお願いします。

職務代理

それでは、議案第36号について、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

職務代理

以上で議案第36号に係る議案審議を終わります。採決に入ります。

只今審議しました議案第36号について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

職務代理

挙手多数と認め、只今審議しました議案第36号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

それでは、以後の議事につきましては、安田会長に議長を交代いたします。

安田会長の入室をお願いいたします。

議長

それでは、議案第26号と第36号を除く農地法第5条に係る議案について、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくをお願いします。

【意見なし】

議長

以上で議案第26号を除く、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。議案第16号については保留、議案第16号を除いたすべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第12号、議案

第23号、議案第30号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、議案第16号を除いたその他については「許可」といたします。

続きまして、議案第26号について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案19ページをお開きください。合わせて、参考位置図28ページを御覧ください。

議案第26号、鑄銭司、農用地域内の農地で、農用地域除外後は、集団的に存在する第1種農地となる農地に隣接する、ブロック擁壁の補強対策を行うため、押さえ盛土と^{つちどめ}土留擁壁を設置するものです。

なお、この事案につきましては、農用地域除外後施行といたします。

また、地区協議会において、補強対策を目的とするならば、まずは擁壁の設置を検討すべきで、盛土を設置するという工事の妥当性を欠いていると判断し、地区協議会においては、不許可相当との結論に至っております。補足説明を担当からお願いします。

事務局

補足説明をさせていただきます。許可の可否につきまして、まず立地基準を考えますと、申請地は除外後第1種農地となりますが、日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となります。

次に一般基準を考えますと、本申請は、「申請に係る農地等の面積が申請に係る事業の目的からみて適正」なのかを御審議いただくのが適当な案件だと思います。

まず、面積につきまして、申請面積は99㎡です。事業の目的としましては、「宅地の崩落を防ぐため」になろうかと思います。

次に、山口市農業委員会の過去5年間で、法面等を目的として転用許可したものを確認したところ、2筆ございまして、12㎡と37.86㎡でした。

過去の案件としては以上で、申請に係る農地等の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可することができないこととなりますので、そのあたりを御審議いただくこととなります。よろしくお願いします。

議長

それでは、議案第26号の議案審議に入ります。只今事務局より議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。また、該当地区協議会の農業委員さん

で補足説明がありましたらよろしくお願いします。

委員H

私の方からちょっと補足説明させていただきます。先ほど事務局から説明がありましたとおりですが、擁壁の補修をするならば、確かに擁壁は崩れそうですが、通常だと今の擁壁の外側に擁壁を作るはずで、それならそんなに面積がいらないのでは、5mの根拠がどうしても出てこないし、また、専門家や市の土木の専門家等と協議を経て、その工法が本当に適切であれば、やむを得ないかと思いますが、どう考えても、敷地を広げる意図を感じますので、地区協としましては、もう一度工法を検討していただき、適切な面積の申請をしてもらうようお願いするというので、この度の転用面積の99㎡は不許可相当であると結論をだしております。すでに土地が分筆されておりますが、どうみても面積的には理解に苦しむもので、工法といいますか、図面が無いのでわかりづらいはと思いますが、今あるブロック塀の外に擁壁を設置する面積で十分だと思いますので、もう一度工法を検討していただきたいということで、今回は取り下げや不許可ということで、地区協としては結論をだしておりますので、そこらへんを御審議いただけたらと思います。

委員A

藤原委員さんから説明があり、なぜ地区協議会で否決されたかということですが、今あるブロックが崩れかけているのは十分理解できますが、今あるブロックをとりはずして、新たにブロックを設置されるのが良いと思いますが、それをそのままにしておいて、そしてさらに5m広げたい。どう考えても、私たちが農業を守っていく中で、将来的に宅地にする希望があるのではと考えました。ここまでしなくても、今設置してある、土のうの場所に擁壁を設置するという方法があると思います。担当委員さんも、農地を守っていくという気持ちが強いんです。何もやらせないというわけではなく、ここをこういう風にすれば、そんなに敷地を拡げなくてもいいんじゃないか、まずは撤去して、新たにブロック塀をつくってあげば、簡単にできるんじゃないかと、素人考えですけど、そういう意見が出ていました。この計画は農業委員、最適化推進委員として、どうなんだろうかということになり、この度は否決ということで、考え直していただけないかということで、総会で皆様の意見を伺ってみようということでご相談することになりました。海地委員さんが、現地を確認されているので、お口添えをいただけたらと思います。

委員I

さきほどから話されているように、2mぐらいの高さをブロックでやってあり、それが傾いて、崩れそうということです。そのブロックが倒れたらどうなるかわからないので、この続きに5mほど真砂土をある程度の高さで入れて、そして、長さが20m、面積がおおよそ100㎡、ブロックが倒れるのを守るために、盛土をするという話です。本来なら、なぜそういうことをするのかという疑問になる話ですが、この度申請が出たという話です。石垣が崩れるなら、石垣を埋めて、新たに作ればよいという話だと思います。ブロックの基礎の話もありますが、なぜ土を入れて、100㎡を埋め立てなければいけないのか、この土地は農業振興地域の農用地区域で、なぜ、ここを簡単に許可するのか、これをそのまま工事されたら、宅地の延長になるのではないかと、計画はおかしいのではということになり、地区協では、10月に申請があり、いったん保留し、11月に再審査をしましたが不許可相当になり、このたび総会で否決を審議してもらうこととなりました。

議長

話を聞きますと、これはブロック擁壁を補強する目的ではないのではと思います。なので、もう一回施工方法について検討してもらって、再度申請してもらいたいと思います。5mというのはかなりの範囲で、普通に考えたら、土のうのすぐそばに擁壁をつくるべきだと思います。

事務局

転用をする必要最低限の面積、この転用面積が妥当かというのが本議案で問題になっていると思います。様々な工法が検討できると思いますが、工法についてはこの場で審議すべきではなく、一般的な基準、一般論として判断すべきだと思います。そうした中で、このたびは、擁壁の保護では5mの幅が必要ではないだろう、そんなことは聞いたことが無い、通常であればもっと別の方法をとるのでは、というような、一般的な考えとして審議をし、判断をすべきだと思います。その審議をするにあたり、申請者がどうしても5mが必要だということであれば、その根拠となる図面や計算式といった資料を提出してもらい、それをもとに審議をすべきだというのが私の考えです。

議長

他に意見はございませんか。ないようでしたら、今の局長の考えを踏まえまして判断をし

たいと思います。それでは、議案第26号について採決を行います。「審議保留」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【意見挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました議案第26号については、「審議保留」といたします。
事務局から追加資料の提出を求め、来月の地区協議会で再度審議を行うこととしてください。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案26ページをお開きください。合わせて、参考位置図38ページを御覧ください。

議案第37号、下小鯖、農用地区域内にある農地に仮設道路を造成するものです。

この事案につきましては、申請地は令和2年1月28日付けで、工事用仮設道路を目的とした農地法第5条の規定による許可を受けており、令和3年7月19日にコロナ感染症の影響で令和4年4月30日まで、事業期間の延長を行っていましたが、一部の農地の違反状態が判明し、違反状態の解消のため引き続、仮設道路の使用が必要となるため、一時転用期間の延長を行うものです。

なお、一時転用ですので、申請人からは令和4年11月30日までに、現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第38号、鑄銭司、農用地区域内にある農地に仮設事務所を設置するものです。

この事案につきましては、令和2年9月28日付けで、仮設事務所を目的とした農地法第5条の一時転用の許可を受けましたが、資材の納入の遅れなどで工期の遅れが生じ、工事期間が変更になったため、一時転用期間の延長を行うものです。

なお、一時転用ですので、申請人からは令和5年4月30日までに、現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

以上の事業計画変更の議案のうち議案第37号については、違反転用行為が事業者の重大な過失によるものであり、本来承認の基準には適合していませんが、違反状態の解消のために当該仮設道は必要であると認められるため、やむを得ず承認するものです。議案第38号については、許可目的達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められ、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしく願いします。

【意見なし】

議長

以上で事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「承認」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました議案第37号、議案第38号については「承認」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案28ページをお開きください。

議案第39号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計93筆 139,369 m²でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案29ページをお開きください。

議案第40号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおりで、合計65筆 97,001㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

安田会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

安田会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案30ページをお開きください。合わせて、参考位置図40ページを御覧ください。

議案第41号から議案第48号について、一括で説明いたします。

事務局

北部地区1件、中央地区1件、川西地区6件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第47号、議案第48号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第45号、議案第46号につきましては、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いいたします。

安田会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

安田会長

特に意見がないようですので、採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

挙手多数と認め、現況証明について全て発行することといたします。

続きまして、申請内容の錯誤に基づく農地法第3条についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

本日お配りしております追加議案を御覧ください。

議案第49号、申請内容の錯誤に基づく農地法第3条について説明いたします。

令和4年度第7回総会で農地法第3条許可を受けた、農地の権利移動申請書について、申請者から、譲受人の記載を誤った旨の申出があり、併せて正しい申請者による農地法

第3条の許可申請がなされたものです。

本件は空き家付随農地の取得に関する申請であり、本来は空き家の所有権を取得する者が農地の譲受人であるべきところ、誤って譲受人の配偶者氏名を記載したものです。

申出書に記載された内容を確認したところ、今回の錯誤について故意および重大な過失が認められず、また、農地法第3条に関する申請書に記載された内容を確認した結果、審査基準に適合しており、川西地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

安田会長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

安田会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました申請内容の錯誤に基づく農地法第3条について、「許可」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

挙手多数と認め、ただ今審議いたしました、申請内容の錯誤に基づく農地法第3条については「許可」といたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。10月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり

り全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

安田会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

安田会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

安田会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和4年度第8回山口市農業委員会総会議事録である。

令和4年11月18日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 恒富 竹司

署名委員 中川 恵美子

記 録 者 多田 厚